

「航路標識協力団体指定証」交付式の実施について

1 趣旨

この度、当市が航路標識協力団体に指定されたことから、その指定証の交付式を行うもの。

2 日時

令和6年3月5日(火) 午後4時から

3 場所

大船渡市役所 2階 応接室

4 内容

指 定 団 体：大船渡市

対象航路標識：碁石埼灯台

5 航路標識協力団体について

全国の灯台の中には、灯台を地域のシンボルとして考え、灯台の敷地の清掃や草刈等の活動に取り組んでいる民間団体等があります。航路標識協力団体制度は、令和3年11月の航路標識法改正に伴い創設された制度で、これらの活動をみずからの費用負担で自発的に行う民間団体等を法律上明確に位置付け、航路標識の管理体制の一層の充実を図ることを目的としています。

航路標識協力団体が行う主な活動は、例えば次のとおりです。

- ・灯台の錆落としや塗装、手すりの設置、清掃、草刈
- ・灯台に関する歴史的資料の収集、保管
- ・灯台の歴史調査、構造調査
- ・灯台の一般公開、歴史的資料の展示、ワークショップ開催

なお、航路標識協力団体に対しては、海上保安庁から必要な情報提供、助言等を行い、航路標識の維持管理等に係る取組みを促進します。

6 取材申込

取材を希望される方は、別紙取材申込用紙へ必要事項を記入し、**3月4日(月)正午**までに釜石海上保安部交通課へFAXにより申込みください。

(申込用紙)

送信日：令和6年 月 日

釜石海上保安部交通課 あて

(FAX番号：0193-22-4190)

航路標識協力団体指定証交付式 取材申込み用紙

1 報道機関名

2 取材者氏名 (ふりがな)

3 連絡先電話番号 (携帯電話)

4 その他
